

令和3年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率についてお知らせします

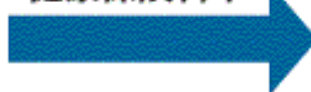
茨城支部の健康保険料率は**変更**となります。

任意継続被保険者の方は、令和3年4月分の保険料から変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

9.77%

健康保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

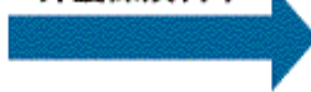
9.74%

介護保険料率も**変更**となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

1.79%

介護保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

1.80%

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

**加入者の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える
大きな力になることをご理解ください。**



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.029-303-1500(代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル